

朝来市生物多様性地域戦略策定支援業務仕様書

1 業務名称

朝来市生物多様性地域戦略策定支援業務

2 業務目的

本市では、朝来市生活環境保全条例（平成21年朝来市条例第1号）第3条に基づき、平成22年3月に朝来市環境基本計画を策定し、令和7年3月には新たな10年間で推進すべき環境施策を掲げた「第4次朝来市環境基本計画（計画期間：令和7年度～令和16年度）」として策定したところである。そのような中、本計画で定めた基本目標2の「自然共生」では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、誇るべき豊かな自然を守り活かすまちをつくることを目指している。このたび、その基本施策の一つである「生物多様性の保全」において、生物多様性地域戦略・レッドデータブックの策定に向けた取組を進めることとする。

本業務は、生物多様性基本法第13条に基づき、本市の実情に則した「朝来市生物多様性地域戦略」を策定するにあたり、生物多様性保全の観点から市の施策等を把握し、持続可能で真に豊かな社会を実現するための具体的な目標を定め、市、市民及び事業者等の連携協力の下に豊かな生物の多様性を保全し、その生態系サービスを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図っていく必要があることから、知識経験を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月23日まで

4 業務内容

朝来市生物多様性地域戦略の策定作業を確実かつ順調に遂行するため、策定作業の業務の支援を行う。基本的な業務内容は、以下のとおりとする。

（1）計画準備

必要な作業体制を構築し、業務目的及び本市のこれまでの取組状況等を踏まえつつ、検討方針及びスケジュールを把握し、業務実施計画書を作成のうえ市に提出し、承認を得るものとする。また、本市における上位計画や関連計画を確認のうえ、地域課題やステークホルダー等を明確にする。

（2）意識調査及び分析・まとめ

生物多様性についての市民の認知度や市民の意見及び要望等を把握するため、意

識調査を行う。

① 市民の意識調査

住民基本台帳を基に無作為に抽出した市内在住の16歳以上の市民1,500人を対象に調査票を郵送し、郵便での返送又はインターネットでの回収とする。

② 事業所の意識調査

朝来市商工会に依頼し、業種ごとの比率を基に200社を抽出後調査票を郵送し、郵便での返送又はインターネットでの回収とする。

③ 中学生の意識調査

市内中学生を対象に教育委員会を通じて調査票を配布し、原則インターネットでの回収とする。

④ 調査時期

10月頃から12月頃までの間で調査を行う（1箇月程度予定）。

⑤ 調査票の作成・発送

調査票の内容や回答率の向上に関して十分留意し、調査票の原案作成及び印刷を行う。

なお、対象者の抽出、インターネットフォーム、発送用返信用封筒の作成及び調査票の発送は市が行う。また、調査票の発送返信料も市が負担する。

⑥ 調査票の分析

調査票（インターネットでの回答を含む）の分析を行い、報告書を作成する。

（３）情報の収集・整理及び現状把握・課題整理

「朝来市生物多様性地域戦略」の策定を検討するうえで参考とするため、以下に挙げる自然条件及び社会条件に関する情報を文献資料調査のほか、有識者やステークホルダー等へのヒアリング等により収集・整理し、本市の生物相の現状を把握し課題を整理する。

① 自然条件に関する情報の収集・整理

本市の自然条件を把握するため、市内の自然環境に関する既存の情報を収集・整理する。なお、動植物は、本市の生物多様性の指標となる種以外も悉皆的に把握すること（未整理ではあるが、市のデータを活用可）。

② 社会条件に関する情報の収集・整理

本市の歴史や伝統文化、産業に関する情報をはじめ、「生物多様性国家戦略」及び「兵庫県生物多様性地域戦略」に関する情報を収集するとともに、本業務に関連する本市の各種計画、土地利用状況、各種ハザードマップ、事業者及び民間団体等による生物多様性の保全、持続可能な活用に関する既存の取組に関する情報を収集・整理すること。

③ 生物多様性の現状把握と課題の整理

前項で収集・整理した情報に基づき、本市の生物多様性の現状を把握し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する課題を整理すること。

(4) 朝来市生物多様性地域戦略素案の作成支援

前条で収集・整理した情報及び課題に基づき、「朝来市生物多様性地域戦略」の策定に向け、めざすべき姿と基本戦略、状態目標、行動目標及び施策、推進体制等の検討を行い、素案の作成を支援する。検討に際しては「生物多様性国家戦略」に掲げられた目標及び基本戦略等を踏まえ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策案を国や県の関連計画、本市の既往の計画との整合に留意し検討するものとする。また、具体的な施策・推進体制等の検討にあたっては現地確認やヒアリング等適宜実施すること。なお、必要に応じて、計画が適切に推進されているかを評価するための目標値の設定についても支援すること。

(5) 環境審議会等の運営支援

良好な環境の保全及び創造についての基本的事項及び重要事項について調査審議する場である朝来市環境審議会の効果的な会議運営を支援するとともに、審議結果を計画素案に反映させる。また、以下の事項に係る資料作成、事前打合せ等を行う。

- ① 会議資料案の作成（令和7年度は2回、令和8年度は4回予定）
- ② 会長と市との事前打合せへの出席
- ③ 当日の運営支援（進行補助、議事録の作成）

(6) 議会報告及びパブリックコメントの支援

議会報告やパブリックコメントに関する資料の作成支援を行うこと。

(7) 本編冊子等の作成

「朝来市生物多様性地域戦略」の本編冊子及び市民にわかりやすく伝え協働推進するために概要版冊子を作成すること。

① 本編冊子の作成

- 1) 冊子の概要 ・重点施策、市民が参加する仕組み及びわかりやすく見やすいデザイン構成にすること。
- 2) 作成部数等 A4版、130頁、200部、カラー（予定）
- 3) 完 成 月 令和9年3月

② 概要版冊子の作成

- 1) 冊子の概要 ・重点施策、市民が参加する仕組み及びわかりやすく見や

すいデザイン構成にすること。

2) 作成部数等 A 4 版、6 頁、20,000部、カラー（予定）

3) 完 成 月 令和 9 年 3 月

③ 朝来市版レッドデータブック、ブラックリストの作成

1) 冊子の概要 ・ 国県に準拠し、朝来市版の絶滅危惧種のリスト及び外来生物のリストを作成する。

・ 全生物データ資料を含めること。

2) 作成部数等 A 4 版、100頁、200部、一部カラー（データ目録はモノクロ）

3) 完 成 月 令和 9 年 3 月

※全編イラストは「第 4 次朝来市環境基本計画」及び「朝来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と同じイラストレーターを市が依頼し、費用を負担する。

（8）スケジュールの進行管理支援

「朝来市生物多様性地域戦略」の策定に向けたスケジュールの進行管理支援を行うこと。

① 令和 7 年度

- ・ 計画準備
- ・ 意識調査及び分析・まとめ
- ・ 情報の収集・整理及び現状把握・課題整理
- ・ 朝来市生物多様性地域戦略素案の作成支援
- ・ 環境審議会等の運営支援

② 令和 8 年度

- ・ 朝来市生物多様性地域戦略素案の作成支援
- ・ 議会報告及びパブリックコメントの支援
- ・ 環境審議会等の運営支援
- ・ 本編冊子等の作成

（9）策定に係るその他の助言・支援

「朝来市生物多様性地域戦略」が実効性のあるものとなるように、施策体系のあり方や進捗管理に必要な手法の支援を行う。また、市の要請に基づいた資料作成及びアドバイス等全般的な支援を行うこと。

(10) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

「朝来市生物多様性地域戦略」を策定するうえで効果的な事項、又は市民参加や意識の醸成に繋がる効果的な取組を提案すること。ただし、提案価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(11) その他

- ① 委託業務の履行にあたっては、専任の主任技術者を配置すること。
- ② 委託業務の履行にあたっては、本市と十分な連携及び協議を図ること。
- ③ 委託業務の遂行に関連する法規がある場合は、当該法規を遵守すること。
- ④ 本市が必要と認める事項は、適宜支援を行うものとする。

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、各種納入場所は、朝来市市民生活部市民課環境推進室とする。なお、本業務の成果品は、市が著作権を有するものとし、受託者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、受託者の瑕疵により成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

- (1) 朝来市生物多様性地域戦略本編（冊子及び電子データ）
- (2) 朝来市生物多様性地域戦略概要版（冊子及び電子データ）
- (3) 朝来市版レッドデータブック、ブラックリスト（冊子及び電子データ）
- (4) その他朝来市生物多様性地域戦略策定に関する資料等（電子データ）

※上記の成果物として電子データ一式をCD-Rで1部提出し、完成検査を受けるものとする。（Word形式又はExcel形式で編集可能なものとPDF形式とする。）

6 その他

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、朝来市個人情報保護条例を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。